

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条
文目次

○ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）	1
○ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（平成二十二年政令第五百十七号）（抄）	1
○ 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（抄）	2
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	2
○ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（抄）	2
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	3

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）（定義等）

第二条（略）

2、4（略）

5 この法律において「低潮線保全区域」とは、低潮線の保全が必要な海域（海底及びその下を含む。）として政令で定めるものをいう。

6・7（略）

（低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可）

第五条 低潮線保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

一 海底の掘削又は切土

二 土砂の採取

三 施設又は工作物の新設又は改築

四 前三号に掲げるもののほか、低潮線保全区域における海底の形質に影響を及ぼすおそれがある政令で定める行為（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第五項及び第七項、第三章、第十七条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条（第一号に係る部分に限る。）並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（平成二十二年政令第百五十七号）（抄）

（特定離島）

第一条 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める離島は、沖ノ鳥島及び南鳥島とする。

（特定離島港湾施設の存する港湾において占用の許可等を要する水域の上空及び水底の区域）

第二条 法第九条第一項の政令で定める区域は、水域の上空百メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

（特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）

第三条 法第九条第一項第三号の政令で定める行為は、特定離島港湾施設の存する港湾ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄とする。

(水域施設について水域の占用の許可等を行うことができる場合)

第四条 法第九条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合
- 二 前号に掲げるもののほか、拠点施設に電気を供給するための電線路その他の特定離島における排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な工作物の設置又は管理のため水域の占用が必要となる場合
- 三 沈没船その他の物件の引揚げのため水域の占用が必要となる場合

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（平成二十二年六月二十四日）から施行する。

○海岸法（昭和三十一年法律第百一号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「海岸管理者」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」という。）に
ついて第五条第一項から第四項まで及び第三十七条の二第一項並びに第三十七条の三第一項から第三項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

2（略）

7 この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行なうものをいう。

8・9 (略)

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（抄）

第六条 第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を指定する。

2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を指定する。

3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を指定する。

4 第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

5 11 (略)

(地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十七条 地方公共団体が漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「特定漁港漁場整備事業」という。)を施行しようとする場合(第十九条の第三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。)には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。この場合において、地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の効率的な施行を確保する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体と共同して、特定漁港漁場整備事業計画の作成、届出及び公表をすることができる。

2 13 (略)

(水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十八条 水産業協同組合が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合(第十九条の第三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。)には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 10 (略)

(国が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十九条 国が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 8 (略)

(漁港管理規程の制定及び変更)

第三十四条 漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 漁港管理者は、漁港管理規程を制定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、漁港の維持管理の適正を図るために必要があると認めるときは、漁港管理者に対し、漁港管理規程について必要な助言又は勧告をすることができる。

4 農林水産大臣は、水産政策審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を定めることができる。

○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号) (抄)

(河川局の所掌事務)

第八条 河川局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 河川、水流及び水面(港湾内の水面を除く。)の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- 二 水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関すること。

- 三 流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四 公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立て及び干拓に関すること。
- 五 運河（港湾内の運河を除く。）に関すること。
- 六 砂防に関すること。
- 七 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関すること。
- 八 海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 水防に関すること。
- 十 国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港灣に係る海岸、下水道及び公園を除く。第二百二条第一号並びに附則第四条及び第十四条の二において同じ。）に関する災害復旧事業の指導（道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。
- 十一 公共土木施設の災害復旧事業に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による防災業務計画の策定、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の規定による地震防災強化計画の策定その他の防災に関する事務で国土交通省の所掌に係るものの総括に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号、第二号及び第五号から第八号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
- 十四 社会資本整備事業特別会計の治水勘定の経理に関すること。
- 2 砂防部は、前項第六号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成並びに災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）、第七号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に係るものを除く。）、第八号（国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務のうち海岸保全区域の指定、海岸保全区域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳の調製及び保管に係るもの並びに海岸の災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）及び第十三号（同項第六号から第八号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理に係るものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（港湾局の所掌事務）

第十四条 港湾局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。
- 二 航路の整備、保全及び管理に関すること。
- 三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 四 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
- 五 社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の経理に関すること。
- 六 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。
- 七 港湾内の運河に関すること。
- 八 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- 九 独立行政法人港湾空港技術研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 十 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に関すること。
- 十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関すること。

十二 実用船用原子炉に係る原子炉の附属施設（船舶外に設置されるものに限る。）に関する規制に関すること。

（水政課の所掌事務）

第九十八条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 河川局の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。
- 二 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）（以下この目において「河川等」という。）並びに海岸（港湾に係る海岸を除く。以下この条、次条及び第百二条において同じ。）の行政監督に関すること。
- 三 一級河川及び一級河川の指定区間の指定並びに北海道の特別指定区間及び指定河川の指定に関すること。
- 四 一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、河川区域その他の区域の指定、水利使用の許可その他の規制、河川台帳の調製及び保管並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九十一条第一項に規定する廃川敷地等の管理に関すること。
- 五 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の規定による砂利採取業者（河川において砂利の採取を行うものに限る。）の監督に関すること。
- 六 流域における水利に関する施策のうち、水利の合理化及び水管理の適正化に係るもの（水利使用の許可に関連するものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 七 公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立て及び干拓に関すること。
- 八 運河（港湾内の運河を除く。）に関すること。
- 九 国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務のうち、海岸保全区域の指定、海岸保全区域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳の調製及び保管に関すること。

（保全課の所掌事務）

第百四条 保全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 砂防工事（災害復旧事業の監督及び助成並びに災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）に関すること。
- 二 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止工事（災害復旧事業の監督及び助成に係るものを除く。）に関すること。
- 三 砂防設備、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること。
- 四 海岸の整備、利用、保全その他の管理（国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務のうち海岸保全区域の指定、海岸保全区域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳の調製及び保管に係るもの並びに海岸の災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 地方公共団体等からの委託に基づき、第八条第一項第六号から第八号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

（総務課の所掌事務）

第百五十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港湾局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下この目において「港湾等」という。）の整備及び保全に関する事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 港湾及び航路の管理に関すること（振興課の所掌に属するものを除く。）。

- 四 社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の経理に関すること。
- 五 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓の認可に関すること。
- 六 港湾内の運河に関すること（技術企画課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 交通政策審議会港湾分科会の庶務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、港湾局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（振興課の所掌事務）

第六十条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港湾に係る事務で国土の総合的な利用、整備及び保全又は地域の振興に関するものに関すること。
- 二 臨海工業地帯の開発のために必要な土地の造成及び整備並びにこれに伴う護岸、岸壁及び物揚場の整備、利用及び保全に関する計画に関すること。
- 三 臨海工業地帯の開発のために必要な土地の造成及び整備並びにこれに伴う護岸、岸壁及び物揚場の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること。
- 四 民間都市開発の推進に関する特別措置法の施行に関する事務のうち港湾施設に係るものに関すること（計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務（これらの業務に係る同項第五号に掲げる業務を含む。）並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務のうち、港湾施設に係るものに関すること。
- 六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（港湾流通拠点地区に関することに限る。）。
- 七 レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること（国際・環境課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（国際・環境課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 荷さばき施設及び船舶の離着岸を補助するための船舶に関する特定港湾施設整備事業の事業計画に関すること。
- 十 特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等）に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。第六十二条第一号及び第六十三条第二号において同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。
- 十一 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関する技術的審査に関すること。

附 則

（河川局防災課の所掌事務の特例等）

第十四条の二 河川局防災課は、第二百二条各号に掲げる事務のほか、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧臨時石炭鉱害復旧法の規定に基づき国土交通大臣が事務を行う間、国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関する鉱害復旧事業の指導、監督及び助成に関する事務をつかさどる。この場合においては、第三百三条第二号及び第四百四条第四号中「災害復旧に関連する事業」とあるのは「鉱害復旧事業並びに災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業」と、第百十一条第一号及び第百十二条第三号中「助成」とあるのは「助成並びに鉱害復旧事業の指導、監督及び助成」とする。